

第17回 国立市都市計画審議会会議録（要旨）

日 時	平成19年7月30日(月) 午前 10時00分～12時20分
場 所	市役所2階 市議会委員会室
議 題	1) 建築基準法第51条の規定に基づく許可について
出席委員 (敬称略)	林会長、石井委員、高原委員、小口委員、井上委員、板谷委員、 佐伯委員、吉垣委員、平野委員、澤田委員、須永委員
事務局等	関口市長、田邊建設部長、高橋都市計画課長、山田都市計画係長、町田
傍 聴 者	0名
議 題	議 案 1. 建築基準法第51条の規定に基づく許可について
要点記録	議案1について、原案のとおり承認された。なお、6件の意見が提案された。
国立市都市計画審議会運営規則第13条第2項の規定により、ここに署名いたします。 平成19年7月30日 議 長	
指名委員	

第17回 国立市都市計画審議会（要旨）

事務局：おはようございます。定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思えます。

本日はご多忙のところ、皆様のご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

現在、会長及び職務代理者が空席になっておりますので、選任されるまでの間、進行は、事務局であります私、建設部長田邊が行いますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

なお、庁内ではクールビズを実施しておりますので、既に上着をお脱ぎの方、いらっしゃいますが、暑くなるようでしたら上着をおとりいただくことで進めさせていただきますと思えますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、委員の出席でございますが、大塩委員さんから欠席の連絡を受けております。また、山下委員さんは少し遅れるということでございます。ただいまの出席委員数は11名でございます。国立市都市計画審議会条例第7条の規定に基づきまして、定足数に達しておりますので、これより議事に従い会議を進めさせていただきます。

それでは、ただいまから第17回国立市都市計画審議会を開会いたします。

前回、平成18年11月16日に開催しました第16回の審議会以後、本日まで間に平成18年12月1日付で都市計画審議会の会長及び副会長を含みます学識経験者3名の方、それから市民委員3名の方、またその後、平成19年5月18日付で市議会議員4名の方の改選がございました。継続の委員さんが3名、また改選による新任の委員さんが10名でございます。

本日は、改選後初めての都市計画審議会になります。

それでは、議事日程の第1に入ります前に、ここで各委員さんのご紹介をさせていただきますと思えます。お手元に名簿をお配りさせていただきましたが、その順番にお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが一言ごあいさつをいただきたいと思えます。

初めに、学識経験者としての林委員さんでございます。

林委員：林です。一橋大学の社会学研究科におります。どうぞよろしくお願ひします。

事務局：続きまして、山下委員さんでございますが、まだお見えでございませぬ。

続きまして、農業委員会から推薦をいただきました佐伯委員さんでございます。

佐伯委員：農業委員会の会長をやっています佐伯でございます。よろしくお願ひします。

事務局：どうもありがとうございました。

続きまして、国立市商工会から推薦をいただきました吉垣委員さんでございます。お願ひいたします。

吉垣委員：初めまして、吉垣と申します。本来だったら、五十嵐会長が引き続きと思っていたんですが、会長いわく、今後は会長職が引き継ぐのではなくて、徐々に変え

ていこうという中で私が推薦されてまいりました。よろしくお願ひいたします。

事務局 : ありがとうございます。

次に、国立市議会から推薦をいただきました5名の委員さんを紹介させていただきます。

初めに、石井委員さんでございます。

石井委員 : 市議会議員の石井伸之です。よろしくお願ひします。

事務局 : ありがとうございます。

続きまして、高原委員さんです。

高原委員 : 初めまして、市議会議員の高原幸雄でございます。市議会のほうでは、建設環境委員会の委員長を務めさせていただいております。よろしくどうぞ。

事務局 : ありがとうございます。

続きまして、小口委員さんでございます。

小口委員 : おはようございます。市議会議員の小口俊明でございます。市民本意の審議を務めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

事務局 : ありがとうございます。

続きまして、井上委員さんです。

井上委員 : 井上健です。よろしくお願ひいたします。

事務局 : ありがとうございます。

続きまして、板谷委員さんです。

板谷委員 : 生活者ネットワーク市議会議員の板谷です。よろしくお願ひいたします。

事務局 : ありがとうございます。

次に、関係行政機関としてお願ひしております、立川消防署長の平野委員さんです。

平野委員 : 立川消防署長の平野でございます。よろしくお願ひします。

事務局 : ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、公募によります市民委員の3名の方をご紹介させていただきます。

初めに、大塩委員さんでございますが、本日欠席でございます。

澤田委員さんでございます。

澤田委員 : おはようございます。澤田でございます。富士見台三丁目に在住でございます。

私はふだんサラリーマンで、なかなかこういうところにお邪魔する機会はないんですが、以前にも景観形成ですとか、あと前々回ぐらいに都計審のほうでいろいろお手伝いをさせていただきました。またお手伝いさせていただくことが非常にありがたく思っています。よろしくお願ひいたします。

事務局 : ありがとうございます。

最後になりますが、須永委員さんです。

須永委員 : 須永です。よろしくお願ひします。

事務局 : ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局であります私ども都市計画課の職員を紹介させていただきます

ます。都市計画課長の高橋です。

事務局 : 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 : 続きまして、都市計画係長の山田です。

事務局 : 山田です。よろしくお願いいたします。

事務局 : それから、後ろのほうにありますが、都市計画係主任の町田です。

事務局 : よろしくお祈いします。

事務局 : それから、都市計画課嘱託員の永井でございます。

事務局 : 永井でございます。

事務局 : 以上でございます。よろしくお祈いしたいと思ひます。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の議事の第1であります国立市都市計画審議会条例第5条の規定に基づきます会長の選出及び会長の職務代理者の指名についてお祈いしたいと思ひます。

条例第5条の規定によりますと、会長は、学識経験者から選挙により定めることとなっております。今回は、推薦をいただくということで進めたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 : ありがとうございます。

それでは、推薦をいただくことで進めさせていただきます。どなたかご推薦をお祈いしたいと思ひます。

石井委員さん。

石井委員 : 社会学を研究されております林委員にぜひお祈いしたいと思ひます。

事務局 : ただいま林委員さんが推薦されましたが、ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

ほかにないようでございますので、それでは、林委員さんを会長とさせていただきますことにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 : 異議なしということでございますので、これをもちまして林委員さんを会長に決定させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、条例第5条では、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員さんがその職務を代理するという規定になっております。

恐れ入りますが、林会長より、この場で職務代理者の指名をお祈いしたいと思ひます。

林会長 : まだお見えになっていないんですが、山下裕子委員にお祈いしたいと思っております。

事務局 : ただいま、会長から指名をいただきましたので、山下委員さんを会長職務代理に決定させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、国立市都市計画審議会条例第7条の規定によりまして、審議会の議長としてこれより議事進行を会長にお祈いしたいと思ひます。林会長、恐れ入りますが議長席にお祈いいたします。

林会長 : ただいま、皆様のご信任をいただきまして、都市計画審議会の会長の任を仰せつかりました林です。もとより微力ではございますが、精いっぱい務めたいと思っておりますので何とぞご支援のほど、よろしく願いいたします。

それでは、座って進めたいと思います。

それでは、ただいまから第17回国立市都市計画審議会の議事を進めさせていただきます。

それでは、本日の議題でございますが、ご案内にありますように「建築基準法第51条ただし書きによる産業廃棄物処理施設について」市長より諮問された議案について審議いたします。

初めに、国立市都市計画審議会運営規則第13条に基づき、第17回国立市都市計画審議会の会議録に署名する委員を指名いたします。これにつきましては、佐伯委員を指名いたします。

次に、会期の決定についてお諮りいたします。会期でございますが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林会長 : 異議なしの声がありますので、会期を本日1日といたします。

続きまして、議事の第2、市長よりごあいさつを申し上げます。お願いいたします。

関口市長 : 皆様、おはようございます。

皆さん、お忙しい中、第17回の国立市都市計画審議会にご出席いただきまして、ほんとうにありがとうございます。

前回の開催は昨年11月ということで、約9カ月ぶりの審議会になります。私にとりましては初めての審議会でありまして、改選もありましたので、10名の新任の方がここに着任されております。活発なご意見、審査をお願いしたいと思います。都市計画の決定、変更につきましては、皆様のご審議をもって決定されることとなりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日ご審議いただく内容は、「建築基準法第51条ただし書きによる産業廃棄物処理施設について」の1件でございます。この建築基準法第51条ただし書きによる産業廃棄物処理施設については、建築基準法の規定により都市計画審議会の審議を受けることになっており、特定行政庁から国立市に意見照会されたものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

林会長 : それでは、議題に入ります。「建築基準法第51条ただし書きによる産業廃棄物処理施設について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、初めに資料の確認をさせていただきます。事前に配付いたしました資料は、都市計画審議会資料NO.1、「建築基準法第51条ただし書きによる産業廃棄物処理施設について」、それと参考資料でございます。また、本日机の上に配付させていただきました資料といたしまして、今日の議事日程、諮問書、審議会の委員名簿の3点と、都市計画審議会資料NO.1に1カ所誤りがありましたので、新たに配付させていただきました。誤りの部分は1ページの施設説明書で、

4行目の「設置者氏名」が「使用者氏名」になっておりました。大変申し訳ありませんでした。

それでは、「建築基準法第51条ただし書きによる産業廃棄物処理施設について」ご説明いたします。

資料は都市計画審議会資料NO. 1、それに参考資料により説明させていただきます。

初めに、今回の手続の流れですが、産業廃棄物処理施設の計画に先立ちまして、特定行政庁の東京都に平成19年6月22日付で株式会社木村建設から建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の建築許可申請が提出されております。東京都はそれを受けまして、平成19年6月29日付で東京都多摩建築指導事務所から、国立市長あてに同条の規定に基づく許可について意見照会がありました。

建築基準法第51条ただし書きの許可についてですが、卸売市場、火葬場、またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築または増築してはならないという規定があります。同条にただし書きがありまして、特定行政庁、いわゆる東京都が東京都の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築または増築することができるかとあります。

東京都都市計画審議会に付議する前に、当該施設を計画する市の長に対して意見を聞くことになっています。今回の意見照会に対する回答のため、国立市の都市計画審議会に諮問し、都市計画上の支障の有無について、本日審議していただき、この審査結果を踏まえ、東京都に回答することにしております。

それでは、都市計画審議会資料NO. 1をごらんください。1ページをお開き願います。施設の概要が示してあります。

名称は、株式会社木村建設国立リサイクル工場（仮称）、位置は国立市泉一丁目11番1号でございます。

設置者は、株式会社木村建設。代表取締役、木村芳信でございます。

敷地面積は、1,603.86平米で、建築面積等につきましては、表に示しているとおりでございます。

建築物は事務所棟がプレハブ造の2階建て、作業場が鉄筋コンクリート造の地下1階で、階別の床面積は表に示してあるとおりでございます。

処理能力は、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕機の処理能力で、1日当たり680トンであります。

審議理由は、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕機の処理能力が1日当たり680トンであり、1日当たり5トンを超える場合は建築基準法第51条ただし書き許可の手続が必要になることを示しています。

区域は、別紙図面表示のとおりで、後ほどご説明いたします。

次に、2ページをお開きください。都市計画決定に準じた書類となる施設計画

書として、施設計画の内容を示しております。

上の表は、1ページと同じ内容でございます。1は計画図表示のとおりで、計画図については、後ほど説明いたします。

下の表は建築概要で、1ページと同じ内容でございますが、工作物となる破砕機上部の高さ、約1.7メートルであることが記載されております。

次に、3ページをお開きください。場所を示しています。図面ほぼ中央の下寄りで、中央自動車道の南側に位置しており、申請場所と記載しているところであります。

次に、4ページは計画図でございます。縮尺の目盛りは右下に示しております。太枠に斜線で示しているところが計画地でございます。

続きまして、5ページは配置図でございます。敷地内の建物や機器の配置を示しております。図面上部が中央自動車道の側道で、この道路に敷地内の出入り口を設けています。敷地北側には事務所棟と台貫2カ所を配置し、その東南に搬入がれき置き場、さらに敷地南側には破砕処理施設のプラントを配し、その西側は、40ミリ以下の再生砕石と5ミリ以下の再生砂の置き場となり、道路や駐車場の路盤材等の製品として出荷されることとなります。

プラントの基本的な流れは、図面右側に設置機器の一覧表がありますが、①の原石ホッパからコンクリートくずを入れ、一次破砕機等を通し、B1コンベアで運ばれ、B3とB4のコンベアで製品として排出されますが、規格外のものについては⑧の二次破砕機にかけられ、B2コンベアで基本の流れに戻される仕組みになっております。

次に、6ページをお開きください。建物の外観図であります。敷地周囲には騒音、粉塵対策として、5メートルのコンクリートの壁の上に3メートルの防音パネルを設置し、全体で高さ8メートルの囲いをする計画であります。

次に、7ページですが、廃棄物処理の流れ図であります。受け入れ物として工事現場から出るがれき類等とありますが、ほとんどコンクリートのくずで、ほぼ100%破砕処理され、40ミリ以下の再生砕石として約90%、5ミリ以下の再生砂として約10%に分けられます。そして、公共及び民間事業で行われる道路・駐車場の路盤材として建設現場へ出荷されることとなります。

続きまして、別添の参考資料のほうをご用意いたします。この参考資料は、ただいま説明しました審議会資料NO.1と一部重なる部分もございますが、施設概要周辺の土地利用状況、手続フローなどを整理した資料でございます。

1ページは計画に関する資料でございます。1の土地の都市計画及び敷地面積ですが、用途地域は準工業地域、建ぺい率60%、容積率300%です。高度地区は第3種高度地区、防火地域は準防火地域、谷保第一地区地区計画区域で、敷地面積は1,603.86平米です。

次に、2の施設の種類及び能力ですが、一次破砕機が1日680トン、二次破砕機は2台で1日880トンです。

3の施設運転時間は、一次破砕機、二次破砕機とも8時間です。稼働時間は昼

休み1時間を除く8時から17時になっております。

4の施設の設置場所は、屋外設置となります。

5、取り扱う産業廃棄物の種類ですが、がれき類とガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずとありますが、実際の受け入れ物はコンクリートくずがほとんどであります。

7番。構内車両収容台数ですが、10トン車6台でございます。

次に、裏面の2ページをお開きください。カラーの図面であります、中心に赤く表示してありますのが計画地で、その周囲半径100メートルの土地利用状況を色別にあらわしております。着色は凡例に区分けしておりますので、ご参照願います。

計画地周辺の公共施設は、中央自動車道を挟んで国立市の環境センターがあり、南西側約100メートルには東京都の下水道北多摩二号水再生センターがございます。計画地の隣接地を説明しますと、計画地に挟まれた角地の茶色の表示は駐車場でございます。計画地右側の紫色の表示ですが、プロパングス販売会社でございます。右回りに説明しますと、その下の黄緑は畑で、その隣はタイヤ販売会社でございます。幅15メートルの道路を挟んで南側の黄緑色は畑で、その上の紫色は前回の都市計画審議会に付議いたしました廃プラスチックの処理施設でございます。

次に、3ページですが、木村建設から都知事あてに出されました許可申請理由書です。理由書の前段は、これまでの大量廃棄の社会で環境の負荷を高め、貴重な資源を失ってきた反省から、国民、事業者、行政が資源の循環と廃棄物の抑制等に努力するようになり、さまざまな法律基準が強化されたことと、建設廃材の再利用がより求められていることが記載され、後段では、当工場は再生砕石を生産する工場、道路の路盤材として使用するもので、国が推奨している資源の再利用化を実施していること。また、平成12年から瑞穂町で同様のリサイクル工場を運営してきたが、多方面からの需要も活発になり、瑞穂工場だけでは処理が困難になったこと、そして、利便性のある地域での設置要望も増えたことにより、今回の申請に至りましたとの理由書でございます。

次に、4ページをお開き願います。木村建設から都へ提出した国立リサイクル工場設置計画説明書です。これまで説明した内容と重なっている部分は割愛してご説明いたします。

1の施設の名称・種類と2の計画地の位置はこれまでの説明の内容と同じであります。

3の事業主体は本社は羽村市にあり、会社概要として設立年と廃棄物関係及び建設業の許可の取得状況について記載しております。

4の施設設置スケジュールは、平成19年10月に工事を着工し、平成20年2月には完成する予定としております。そして、平成20年の3月に施設の稼働予定としております。

次に、5ページをお開きください。5の許可申請の理由及び内容のaの経緯は、

申請理由書と同じ内容です。

bの処理状況ですが、申請項目でがれき類は、建物の解体現場から発生するコンクリートくず、または道路舗装工事で発生するアスファルトくずであり、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、二次製品工場等で発生するコンクリートくずであるという説明であります。

また、現在公道では、再生砕石がJ I S規格品として標準仕様されております。

cの処理の内容は、40ミリ以下の再生砕石と5ミリ以下の再生砂として製品化しますが、オーバーサイズは二次破砕機で再割し、再度スクリーンを通すため、全体の処理量は変わらないという説明であります。

6の周辺環境についてであります。①の環境対策は粉塵、振動、騒音の発生抑制に重点を置きます。粉塵対策として、法定施設には散水機を設置いたします。渇水期対策のため井戸を設置する予定でございます。

振動対策は、振動発生源である振動ふるい機と破砕機の基礎の厚みを50センチとします。

騒音対策は、作業用重機は超低騒音仕様重機とし、施設の外周に厚さ35センチのコンクリート壁を高さ5メートルで囲い、さらに3メートルの防音壁をその上に設置いたします。

②の景観等配慮対策は、施設周辺に緑化いたします。緑化計画は、「東京都における自然の保護と回復に関する条例」に基づき提出いたしました。

③の交通対策は、交通誘導員を常時配備いたします。車両が集中するときは、瑞穂町の積替え保管場所に迂回いたします。また、通学路での安全確保に配慮してまいります。

7の施設計画ですが、①の建築計画の①、③、④はこれまでの説明と同じであります。

②の施設平面図と立面図は別紙-1と別紙-2でありますので、8ページの別紙-1を開いてください。施設平面図でございます。施設の配置図と同様の図ですが、違うところは図面に粉塵対策が図示され、左上に凡例があることと、プラントの網かけ部分は地下を示し、この部分の上部は厚さ1センチの鉄板で覆われる計画を示しております。

次に、9ページをごらんください。立面図でございます。地下5メートルに設置したプラント部分です。3カ所は地盤面より出ていますが、この部分も原石ホップ以外は覆いをするようになっております。平面図と同様に粉塵対策が図示されております。

それでは、6ページに戻っていただきまして、⑤の植栽計画図の緑化算定根拠であります。東京都における自然の保護と回復に関する条例により、緑化指導面積は166.82平米となりますが、計画は176.32平米としております。

②の設備計画ですが、7ページの①の施設設備の構造と設備の概要については10ページの別紙-3になりますが、これまで説明した内容を施設の構造と施設の周辺への環境対策としてまとめたものですので、説明は省略させていただきます。

きます。

②の産業廃棄物の全体工程説明書は、11ページの別紙-4をあけてください。表の下半分に産業廃棄物の全体フロー図がありますが、排出事業者として木村建設自社の現場、他社の解体現場等の建設現場、生コン工場の残コン等から排出されたがれき類等の再生砕石及び再生砂として売却するまでの流れを記載してございます。

7ページに戻っていただきます。(3)の施設稼働時間の搬出入時間は作業時間より1時間延長し、午後6時までとしております。

(4)の搬出入路に係る計画は、別紙-5ですが、後ほどご説明させていただきます。

(5)の構内車両収容台数は、10トン車6台でございます。従業員の駐車場は別の場所で確保する予定でございます。

8の環境保全・公害防止については、東京都環境確保条例の規定に基づく生活環境影響調査を行い、環境局と協議・調整をいたします。

次に、12ページの別紙-5を開いてください。廃棄物の運搬車両の走行経路でございます。国道20号はことし3月に全線開通した日野バイパスでございます。この日野バイパスから株式会社リストの西側の信号機のある交差点から出入りし、中央自動車道の側道を使用し、計画地にアクセスするルートでございます。

最後に、13ページの手続フローの内容概略をご案内させていただきます。大きくは2つに分かれていまして、1つは建築基準法の手続の関係、もう1つは廃掃法、環境確保条例の関係になります。

左側には上から事業者、東京都環境局、東京都多摩建築指導事務所、東京都都市整備局、国立市となっておりますが、事業者については、建築基準法第51条ただし書き許可申請を6月22日に提出いたしまして、都から6月29日付国立市長あてに意見照会があり、この意見照会の回答のため国立市都市計画審議会へ諮問し、本日開催されているわけでございます。

この後ですけれども、国立市都市計画審議会の審議結果により、国立市長から意見照会の回答を行い、東京都の都市計画審議会の議を経て、建築基準法第51条ただし書きの許可がされた場合は、その許可を事業者が受理いたしまして、1つは産業廃棄物処理法の施設設置許可申請、2つ目は環境確保条例に基づきます工場認可の申請をいたします。工場認可申請は、国立市に提出されるものです。それぞれの手続が完了いたしますと、稼働可能ということになります。

概略でございますが、今後の手続を示させていただきました。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願います。

林会長：説明が終わりました。

それでは、質疑、討論、裁決の順に進めてまいります。

初めに質疑を承ります。

板谷委員。

板谷委員：今回の事業者のほうから、地域の住民の方にはどのような説明がなされたので

しょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : この地域には、少し離れているところもありますが、自治会が7自治会ございまして、まず自治会長さんにご説明しております。それから、先ほど半径100メートルの円をかいましてございます図面がございまして、その範囲において、まず地権者と土地の使用者、これが違う場合には別々にご説明しております。それとさらに、国道20号バイパスから計画地へアクセスする、この搬出入経路の沿道の方にも同様の説明をしてきたところでございます。

以上でございます。

林会長 : 板谷委員。

板谷委員 : ありがとうございます。近くに第三中学校などがありますがけれども、学校関係にはどのような説明になっていますでしょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : たまたまスクールゾーンがございまして、一小的スクールゾーンでございましてけれども、第一小学校の副校長に説明をしてきたという報告は受けてございます。以上でございます。

林会長 : 板谷委員。

板谷委員 : 通学路というのは小学校だけですけれども、三中の子供たちも通学にはこの近辺を通るわけですね。中学校には説明に行っていないということでしょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 中学校には行っているという報告は受けておりません。説明には行っていないと思います。

林会長 : 板谷委員。

板谷委員 : 申し上げますけれども、ぜひ中学校にも情報提供はお願いしたいと思います。それと、今の半径100メートル以内の地権者、それから使用者に説明をしたというご回答でしたけれども、ここの100メートルの中に福祉施設、松田さんが経営なさっていますくじら雲、障害者のグループホーム、歩人と来夢がございまして。松田さんに伺ったところ、自分たちは説明を受けていないということをお聞きしております。ぜひ、そこら辺は丁寧にしていただければと思います。

まだちょっと質問があるんですけども、地域の自治会などからはどのような要望が上がっているのか、お聞かせください。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 7自治会に説明してまいりましたけれども、泉二丁目アパートの自治会以外は特に問題はありませんということで、主立った質問はございませんでした。ただ、泉二丁目アパート自治会から、一度説明会を開催してほしいという要望がありまして、日にち的には4月27日を木村建設と協議いたしまして設定はいたしました。

ただ、直前になりまして、会長のほうから人が集まらないということで中止の申し出がありまして、やらなかったという経緯はあるんですけども、ただ木村

建設は資料等を大分用意いたしまして、準備はしていたということでございます。

ただ、その直前に自治会長さんから説明会は中止になったが、幾つかの要望があるということで、打ち合わせ記録になるんですけども、文書を整理いたしまして、押印をした書類として業者が確認をとって保管しているということにしております。

林会長 : 板谷委員。

板谷委員 : 今、お話に出てきました文書の中身については、ここでご紹介いただけますか。

林会長 : 事務局。

事務局 : 実際に泉二丁目アパート自治会長さんと、木村建設の社長さん、それと行政書士の方も立ち会いまして要望を受けました。まず、積み荷の積み下ろしの際の粉塵を防止するための散水を念入りに行うこと。また、渇水期対策のためにも、井戸を掘りまして十分な散水を行ってほしいということが1点。それから、施設周辺に植栽を行い、景観に配慮してほしいということが2点です。それから、地元根づくわけですので、地元の行事に積極的に参加していただいて、地元住民とコンセンサスを得てほしいということが要望で出されました。

以上でございます。

林会長 : 板谷委員。

板谷委員 : ありがとうございます。先ほど全体の説明の中で、井戸を設置してというところが、私はどうも理解に苦しんでいたんですけども、ここで要望が上がったからそこに結びついたという理解でよろしいのでしょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 当初は、井戸の設置ということは全く考えていなかったということなんですけれども、ただ、この事業者とすれば経費節減というか、井戸を設置すれば水道料金もかからなくなるということで、できるだけ設置したいというような思いはございました。ほかの産廃施設でも井戸を設置しているところがありますので、環境部のほうにも確認いたしましたら、井戸を設置しても構わないのではないかとこの打ち合わせ協議内容を受けております。

以上でございます。

林会長 : 板谷委員。

板谷委員 : 当初、この井戸の話をついたときに、私は地域の震災対策のためにあったらいだらうというお考えでの要望かと思っていたんです。ところが、今伺えば、粉塵対策、渇水期のときに水が使えなかったら困るから井戸があったらよかろうということなんだと思います。

ここで聞きしたいのは、この規模の工場が使用する水の量は年間どのぐらいのものなのか。これは把握されているのでしょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 瑞穂のほうに同じリサイクル工場がございますけれども、最近新しく改修しまして、データとすれば、3月から6月の4カ月のデータしかなくて、それを年間に直しますと、約3,000立米の水が使われるのではないかなという報告は受け

ました。

林会長 : 板谷委員。

板谷委員 : ということは、井戸を掘りたいという要望があったときに、1日当たりの揚水量は、この量はクリアするのでしょうか。オーケーが出るということなんですか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : いろいろと管の口径とかがありまして難しい面はあるんですけども、環境部のほうでは、例えば井戸の基準として6平方センチメートルを超え、21平方センチメートル以下の井戸については、浅井戸でもいいと。この場合は工場の許可が必要であるということで、その容量についても規制されているということでございます。ただ、6平方センチ以下の揚水施設については、ある意味届け出だけですので、こういう井戸を設置するところはかなりあるということで、おそらく年間3,000立米であれば、ちょうどこのぐらいの井戸で足りるのではないかなということは聞いております。

林会長 : 板谷委員。

板谷委員 : この地域は準工ですから、もちろんこういった工場が来る可能性は非常に高いわけですけども、下手をするといい条件で国立は、この地域に産廃がつくられるわけだから、どんどん次から次と呼び込む可能性があるとは私は懸念いたします。他の自治体には、そういったことを防ぐために、半径100メートル以内に一般の居住系の建物があるときには、そういったものを排除する要綱なり条例なりを持っているところがあると聞きますけれども、国立ではそういうことはないのでしょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 都市計画で準工業地域という指定がございますので、その基準の中には当然住宅は建てられますけれども、どちらかというと準工業地域ですので、ある意味事務所とか倉庫、そういった業務系の用途が集中していくのはやむを得ないのかなとは考えておりますけれども、ただ、やはり住居系の用途を排除することは難しいと思いますので、今後は逆に混合、混在するような用途があってはいけないのかなとは、私個人的には思いますけれども、現状の規定ではそこまでできないという実情でございます。

林会長 : 板谷委員。

板谷委員 : 産業廃棄物処理施設に係る取り扱い指針が東京都にはあるんですよね。その指針の中に、計画施設の敷地境界線からおおむね100メートル以内の区域に住宅、共同住宅、寄宿舍及び下宿などの住居系の建築物、学校、図書館、老人ホーム、保育所、診療所、病院等の建築物がないことというのがありますがけれども、国立市は特定行政庁ではありませんから、もし準用するとなればこの指針だと思いますけれども、ここにははまりませんか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 今の基準の中には、ある意味福祉施設とか、学校、図書館、老人ホーム、そういったところから基本的には離れているということですね。ただし、周辺環境へ

の配慮した対策がなされている場合はこの限りでないというただし書きがあるんですけれども、東京都に確認したときには、そのただし書きでやむを得ないのかなということを打ち合わせしてございます。

林会長 : 板谷委員。

板谷委員 : まさにそのただし書きの部分が今回のことなんだろうと私は思うんです。つまり、特に周辺環境に配慮した対策がなされているんだったらいいよという解釈ですよ。この木村建設が、一体どこを周辺環境に配慮したと言えるのかということを知りたいんですけれども、粉塵対策のために始終水を流す。これは当然のことだと思います。しかしながら、このためにわざわざ井戸を掘る。これはちょっと納得できないわけです。井戸を掘ることによって利益を得るのは一体だれでしょうか。第一義的に木村建設ですよ。それで、渇水期というのは、今の時点では水余りの状態です。もう過去20年以上、東京は渇水していないんです。そういうことを考えると、全く渇水が来ないよということは言い切れませんが、水が使えないんだったら、そのときは工場をとめればいい話です。

優先順位としては、地域住民の飲料水が第一だと思います。地下水には限りがありますよね。飲料水が第一に使われるべき、国立では60%の地下水を飲んでます。地域の住民がそれを享受できるというのは、地下水を非常に大切にしてきたからだと思うんです。だけれども、この地域は多摩川に非常に近いですから、掘ったらすぐ水は出ます。そういったことを許してしまうということは、「どうぞどうぞ、うちの地域に産廃来てください」と言っているようなものだと思います。

このことが、周辺環境に配慮したとは決して判断できないと私は考えます。後でまた申し上げますけれども、質問は以上です。

林会長 : ありがとうございます。

ほかに、質疑はございませんでしょうか。

高原委員。

高原委員 : 建築基準法の第51条の関係で、十分私自身が理解できていない部分があるのでお聞きしたいと思います。この施設はただし書き条項に基づいて申請されて、今日の都計審に審議されているということなんですけれども、先ほど課長のほうから建築基準法の前段のところを読まれたんですけれども、都市計画区域内において、卸売市場ですとか、火葬場、幾つかそういう建物がありますよね。敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、または増築してはならないという規定がありますよね。これはどういう規定なのか。そのこととのかかわりで、ただし書きに基づいて今回の申請がされているのか。この辺のところを解明してほしいんです。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 例えば、北側にある環境センターもある意味、廃棄物処理施設でございますけれども、これは行政の公共施設ということで、用途地域図にも載っておりますけれども、ここの環境センターは都市計画法に基づく区域の決定をしてございます。

あくまでも、建築基準法第51条に規定された施設を新築するときには、都市計画決定をして、その位置を定めているということでございます。

ただ、民間業者等については、ある意味、経営が思わしくなくなってすぐ処分してしまうとか、そういう流動的なものがありますので、建築基準法の縛りで、都市計画法の位置の決定ではなくて、建築基準法のただし書きのほうで設置の許可をしているということでございます。

林会長 : 高原委員。

高原委員 : それはそういうことで今の手続になっているんだと思うんだけど、この建築基準法の第51条で言っている、位置が決定しているものでなければ新築し、または増築してはいけないというのは、今後新しく建てるものについては、全部ただし書き条項でやるということなんですか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 今の説明と重複するんですけども、結局民間施設については、都市計画決定ではなくて、建築基準法上の手続、許可ということで行いますので、民間からこういう廃棄物処理施設が出てくれば、その条件が合えばただし書きで行っていくと。ただし、公共的なものについては、環境センターをはじめ、その位置について都市計画決定の区域の線引きをする。この都市計画図を見ていただくとわかるんですけども、線引きがされてございます。

林会長 : 少々お待ちください。はい、事務局。

事務局 : 補足させていただきたいと思います。本来につきましては、51条では事前に都市計画決定をしなければ建築はできないという部分が51条の規定で、その種類につきましては法定で定められておりますが、先ほど課長が説明したように、卸売市場、あるいは汚物処理場、ごみ焼却場、これらのものが入ってまいります。

しかしながら、51条のただし書きという制度がございまして、これにつきましては、都市計画上支障がなければ都市計画決定をしていなくても、そこに新築あるいは増築できますよという規定でございまして、この運用なんですが、これまでの経過の中では、自治体等の公共施設につきましては都市計画決定を事前に行い、なおかつ補助金をいただきながら建設していくというものがございます。

しかしながら、民間施設におきましては、その土地は永久的にその施設として他の用途に使用できないということについて流動的な要素が多々ございます。したがって、民間施設で51条の施設に該当する場合は、ただし書きの手続を進めていると。

しかしながら、都市計画決定の有無の相違点はございますが、都市計画審議会に諮るといふ部分については全く同様な手続をもって進めていくという形で東京都のほうからも指導を受け、私どもも理解して進めさせていただいているところでございます。

林会長 : 高原委員。

高原委員 : 今の部長の説明で理解できました。

それで、もう1つ質問があるんですが、先ほど環境に配慮した問題ですとか、

いわゆる環境対策ということで幾つかやっているんですけども、これも東京都の条例に基づくただし書きのところでのいろいろな緑化ですとか、騒音対策をやっているんですけども、環境アセスというのは、いつぐらいにやるんですか。

事務局 : 環境アセスでございますけれども、生活環境影響評価ということで、もう既に届出は出しております。先ほど冒頭に説明しましたけれども、主な項目として、騒音、振動、粉塵、この3つについてある程度、現状評価と予測をしまして提出をしております。あとは、今後、環境影響調査のデータに、それをクリアするかどうかの確認がこれから、たしか国立市のほうに提出されると思うんですけども、そのデータが届けられるというような形になっております。

林会長 : 高原委員。

高原委員 : 既に実施をされていると。いわゆる数字については、今後、数値目標との関係ではっきりしてくるということですかね。

それで、先ほどもちょっと質問で出たんですが、この地域のまちづくりにかかわる問題として、つまりこの地域、かなり広い地域で準工地域になっていますよね。これは土地区画整理をやってきた経過なども十分あって、いろいろ議会でも議論がありましたけれども、いずれにしても、そういう結果になっていると。先ほども出ましたけれども、今後の国立のまちづくりを考えた場合に、あの一帯がこういう産業廃棄物施設がどんどん進出してくるということについて、どうしていくのか、いいのかという。単純に数値がクリアできていればいいのかという問題が実はあるわけですよ。そのためにどういう誘導策を図っていくのかということも、今後のまちづくりにとっては非常に大事な観点だと思うんですよ。その辺について、当局としてはどんなふう考えているのか。今回の場合も、環境保全ですとか、公害防止ということで、ある意味では東京都の基準なりを超える形で実施をされているというような報告もありましたけれども、市として、誘導策としての指針なり、あるいはその要綱なり、そういうものをつくって今後のまちづくりの中で位置づけていくということも必要ではないかというふうに思うんですけども、その辺についてはどうなんでしょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 私ども、今回の破碎処理施設については初めての処理施設なんですけれども、ほかのプラスチック処理とか、いろいろほかの廃棄物処理施設もありまして、かなり立て続けに都市計画審議会にも、たしかこれで3件目ですかね、諮らせていただいたのが、そういったことで、たまたまインターが近いということで、アクセスしやすいということもありまして狙われているという、ちょっと言葉は悪いですけども、この地域につくりたいという業者がいると思うんですけども、ただ、やはり市もこのことは懸念しておりまして、逆にどのような防止策があるかということは今検討しておりますが、たまたま地区計画をかけている地域ということで、一部の地権者にお話をした経過がございます。やはり地区計画というのは、基本的に建築基準法、都市計画法にさらなる網かけをしているということで、反対している方も多々いらっしゃるということで、それではほかの方

策はないかということで、大変申しわけないんですけども、現在検討している段階でございます。

高原委員： 以上です。

林会長： ほかにございませんでしょうか。

小口委員。

小口委員： 本件について審議をしているところでありますけれども、これは先ほどの全体の流れの説明の中では、国立市としては、市長のほうに意見照会があつて、市長から我々に、都市計画審議会の委員に諮問されたという経過の流れだったわけですけれども、この時点で、この場で市長のほうからお話がいただけるのかどうか私わかりませんけれども、流れからすれば、市長のご意見というものはどのようなところにあるのかというのは確認をしたいところなんですけれども、いかがでしょうか。

林会長： 市長、お願いします。

関口市長： 法的なところから見た場合にどうかということと、それから、このまちづくりをどういうふうにするかという観点から、2つの観点があると思います。法的な面、それから、このまちづくりをどうするかという2つの面を勘案して、この審議会のところで審議していただけるというふうに思っております。そういう議論が行われるというふうに思っております。そのご意見について真摯に受けとめたいというふうに思っております。

先ほど課長のほうから答弁がありましたように、この南部の地域が準工という地域指定があるわけですけれども、しかし、そういう産業廃棄物だけの地域になってしまうということにはしたくないというふうには思っておりますので、この中央高速のインターからのアクセスが非常にいいという地域であります。その地域について、ここがあいていますよという宣伝がされていないということがあるように聞いております。ここの地域がいろいろな意味で非常に有効な地域であるということを情報発信していくということ、それから、ここの地域をもう少し地権者の人と一緒に考えながらまちづくりをしていきたいという考えを持っております。

林会長： 小口委員。

小口委員： 今のお話からしますと、処理施設だけにはしたくないというお答えでしたので、このような内容のものだけにはしたくないんですけども、今回のこの件については良としていく方向性をお持ちなのかなというふうに受けとめておきます。

次の質問なんですけれども、先ほどお二方の委員からもお話があったんですけども、この法律の中でのただし書きを使ってということに関連するわけですけれども、都市計画には入っていないというか、都市計画決定されていないことについて今回審議をしてというわけですけれども、このただし書きということからすると、都市計画上の支障があるのかないのかということも今回は審議をしているわけだと思うんですね。そのことについて我々は判断をして、決定権はありますけれども、意見を述べるということかと思っておりますけれども、そうした中で、

さっきも出ましたけれども、地元の周辺の方々、地域の方々の受けとめ方というのがまず大事だなと、第一義的にと言っていいほど大事だなというふうに思うわけですね。さっきも一部あったんですけども、地元の周辺の7自治会、大方は特に支障はないでしょうというお話のご報告がありました。お1つの自治会においては説明会をということだったけれども、いまだ実現をしていないが、要望は出てきたと。また、内容も照会をされました。その要望を出されたところをもう少し詳しく伺いたいんですけども、そうした要望を付して、これは認めていこうという、そういう内容ということなんでしょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 先ほど泉二丁目アパート自治会から3点ほど要望がございました。この要望については、木村建設がすべてクリアして、地元の方の、最後に地域に根ざしてというか、環境に配慮した施設をつくりたいということをお申しておりますので、今回のこの審議会で、そういうようなことがご理解できれば、逆にこのことを確認した上で該当をしていくようになると思っております。

林会長 : 小口委員。

小口委員 : ちょっと今よく理解できなかつたんですけども、地元の自治会さんとしては、そういったことがあれば了解していきましようということでもよろしいわけですか。

事務局 : 基本的に、今回、破碎処理施設ということで、どうしても国立からもいろいろなコンクリートのくずが出ます、道路工事等もありますので。そういった意味では、自区内処理というか、1施設ぐらひはやむを得ないだろうというようなお話がありました。ただ、やはり幾つかのプラスチックの熔融施設とか、そういうようなものも大分ふえてきておりますので、先ほど市長もお話になりましたけれども、できるだけこういうような施設がふえないというようなこともお話がありましたので、今後の対応策ということをおある意味検討いたしまして、回答していくようになるのではないかなというふうに感じております。

林会長 : 小口委員。

小口委員 : 今お話の中で、自区内処理としてこうした破碎施設、これは初めてであり、また必要性があるんだろうという、そういう説明がなされましたけれども、これは住民の方、自治会さんのほうから、ある意味、専門的なというんでしょうか、難しいお話が出ているんですけども、地元の自治会さんのほうから、そういう理由でやむを得ないなという理由づけになっているという説明に聞こえますけれども、そういうことでよろしいわけですか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 私も自治会長さんとは何度もお会いして、幾つかお話し合いをさせていただきました。そのお話し合いの中でいろいろなことが出てくるんですけども、初めての施設ということでやむを得ないのかなというお話がありましたものから、この場でご報告をさせていただいたものでございます。

林会長 : 小口委員。

小口委員 : もうちょっと的確にお答え願いたんですけども、ということは、行政とさま

ざまな自治会さんとの相談の中で、行政的にもこういう全体な状況ですというのも説明をしながら、それに理解を示してくださったというらえ方なんでしょうか。それでよろしいですか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : ただ、私が自治会長さんとお会いする以前に、逆に木村建設とはかなり協議をしていると思います。最初は、いろいろな産廃施設がふえてしまうので、大分懸念があるというようなお話をしておりました。ただ、市役所へ来て、私が誘導しているわけではないんですけれども、お話ししている中では、今回の施設については、同じ説明になるかもしれませんけれども、やむを得ないのかなというようなことを会長から私は聞いてございます。

林会長 : 事務局。

事務局 : 今の件ですが、自治会のほうとしても、いいですよということは非常に言いにくい状況にあるということと、もう1点は、やはりこれまでの経過がたくさんあったと思います。その部分を整理するために、先ほど他の委員さんからのご質問でお答えしたところですが、いわゆる議事録というものが木村建設と泉二丁目アパート自治会のほうと取り交わしているところの中で、そこの冒頭のところに書いてあるんですが、自治会の考え方は施設設置については承知しており、今後、国立市の一員として木村建設とはコンセンサスを図っていきたいという前提がございまして。その中で、環境について幾つかの要望があるということで、先ほどの委員さんの答弁で課長のほうがお答えしているという経過がございまして、これまでの経過はいろいろあったというふうには聞いているところでございますが、本施設の設置については、やむを得ないとは書いてございませませんが、承知しているとは書いてありますが、結果として、自治会のほうとすれば、この設置に対しては反対という意思表示はしていないと、このように私どもは理解しております。

林会長 : 小口委員。

小口委員 : いろいろな経過があって、行政も入り、また当該の事業者さんと地元の自治会さんとのいろいろな協議という経過、相談でしょうか、そういう経過の中で、結論的には反対はしないという方向性が出たというふうに受けとめます。

そうした中で、もう1つ、今話の中で出てきた自区内処理ということに関連して若干補足の説明をいただければと思うんですけれども、この周辺には、さっきの説明では、瑞穂にこの事業者さんの工場があると。ほかの事業者さんも当然事業を展開されているところもあるかと思っておりますけれども、そういった全体感に立って見たときに、自区内処理ということで国立にこの施設をといたときに、どの程度、この国立市から出てくるものがここにお世話になる量的な今後の見通し、ないしは全体の他の事業者さんも含めての、この多摩地域としてとらえればよろしいでしょうか。多摩地域としてのこうしたものの必要性。今法律上も、いろいろなりサイクルということでは、法律上の要請も、また世の中全体としてもこうしたリサイクルの施設というものの必要性、需要というのが非常に高まってきて

いるというところはそのとおりだと思いますので、そういった意味から、ここの場所にこの規模のこうした工場処理施設というものを持ってくるということの意味においての、国立市の中でこうした需要がどの程度のものなのかという、量的な何か補足の説明があれば伺いたいと思います。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 量的なものについては、大変難しい質問で、例えば国立市の解体現場、あるいは道路工事の現場からどれだけ廃材、コンクリートくずが出るかというのは把握しておりませんので、量的なものについては今後調べさせていただいて、ご回答させていただきたいと思います。

小口委員: 量的なところは情報をつかんでいच्छらないということなんですけれども、我々、審議をしていますけれども、そうしたところで、その妥当性というのか、支障があるのかなのかということも含めて、審議するにおいては、いろいろな意味で、さっきも自区内処理というような言葉も出た限りは、そうしたものはぜひ情報として我々も知っておきたいというふうに思います。

それから、少し細かい話で一、二点確認をしたいんですけれども、説明の中で、学校関係のことが触れられました。これは資料になるんでしょうか、6ページのところで、交通対策の最後のほうの行で、「安全確保のため通学路にも配慮する」というお話がありましたけれども、具体的な細かい、どういう配慮を考えているというような説明はなかったように思いました。それについて、今現状、このような配慮をするというものがあるのかどうか、それをお聞きしたいんですけれども、それについては、前提として、さっき経路がありました。搬出・搬入の経路、この図面上で、いわゆるここで触れられている通学路ということ、これの導線がどう今なっているのか、それについて今ここに示されている搬出・搬入の経路とどう緩衝してくるのか、それがまず明らかでないとなかなか判断も難しいところでありますし、そこも含めてご報告をいただいて、その状況において、どのような心配があるというところを示していただいた上で、では、こういう対策を考えていますという報告がいただければわかりやすいんですけれども、いかがでしょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : まず、通学路でございますけれども、この計画地の北東になりますが、要するに中央道の側道がありますけれども、側道に交差しています北と南の道路が、15メートルの道路が西側にありますけれども、ここの部分がまず通学路になっております。また、この計画地を挟んで反対側の道路について、信号がございますけれども、環境センターに行くようなところでございますけれども、これも通学路になっております。ですから、計画地は通学路に挟まれたところに位置してございます。西側の道路については、通学路になっておりますので、この西側のほうの道路についても、敷地が接道しておりますので、当初の計画は、こちらのほうも出入口を設けて、ある意味、側道側から入って西側の道路に出るというような計画で持ってきてございました。通学路に並行して走るといことは問題があ

るということで、側道側に出入り口を1カ所だけ設けるような変更にさせてもらった経過がございます。あと、反対側の通学路でございますけれども、できれば、こちらのほうに、これは通学路が水処理センターの、南のほうからずっときまして、東側の道路と今言った西側の道路、ここに2本分かれて通学路になってございまして、中央道をくぐっているというような2本の通学路になっていますので、本来であれば、この信号のほうだけを使っただけであれば何とかなるのかということがありましたけれども、ただ、この施設のために通学路を変更するということはまず考えられませんので、西側の道路と側道の交差するところについては信号がありませんので、交通誘導員が常時出入口にはおりますので。朝方については搬出・搬入が少ないということがございましたので、交通誘導員さんを児童の安全のために立っていただくような配慮が必要だというふうに考えておりまして、これは木村建設のほうにお願いした経過がございます。通学路の配慮という面では、以上でございます。

林会長 : 小口委員。

小口委員 : 今お話ありましたように、通学路とのかかわりとしては、通学路と搬入・搬出経路は並行しては走らせないということでした。そして、唯一通学路との緩衝があるのは、いわゆるクロスする形で通学路の導線上を通過するというんでしょうか、そういう形になる。ここに危険性が生じてくる、そういう報告だったと思います。そして、その対応策としては、出入口にいる誘導員をある時間帯だけこちらの交差点のところに移動・配置していただくという、そういうことだったようですけれども、大体時間帯は何時から何時ぐらいまでを計画されているんでしょうか。それは子供たちの通学の時間帯と符合しているのかどうか、そこはどうでしょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 基本的には8時から稼働しているわけですがけれども、ただ、我々の希望としては、車ということもありますので、スクールゾーンの時間帯にあわせるような形で立っていただければなというふうに思っておりますけれども、このことについては教育委員会とも協議させていただいて決めさせていただければよろしいかなと思っております。

小口委員 : スクールゾーンとしての時間帯に一致したところで配置をしてもらうという方向性で進めたいということですよ。わかりました。これについては、こちらの希望という段階なんでしょうか。それともこういうことで木村建設さん、当該の事業者さんもそのようにやっていきますという、そこまでのお話が出てきているのかどうか、いかがでしょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 時間帯がまだはっきり、細かい詰めまでやっておりませんでしたので、ただ交差点がちょっと危険であるということで、少し配慮してほしいというようなことでお話をしている段階で、木村建設のほうもそういうような交通誘導員の、朝方はそれほど搬入がないというようなお話がありましたものですから、努力したい

ということで今話し合いは終わっていることですので、今後、細かい詰めはやっていきたいと考えております。

林会長 : 小口委員。

小口委員 : 努力したいということで、最終的な結論は出ていない様子ですが、さらに申し上げますと、そうはいっても、稼働が始まると、出入口に人はどうしても全時間帯必要だという状況というのは、可能性としてはゼロではないと思うんですね。そうしたときに、そちらを優先してしまって、子供たちの安全が置き去りにされてしまうようなことがぜひないように、そこはしっかりと話をしたいと思っています。

最後、もう1つだけお聞きをしますけれども、今のことも含めて、自治会さんからの要望、覚書のようなものを取り交わされている様子ですが、こうしたもの。そしてまた、さらには、今日説明のあった各資料の中のいろいろな稼働における条件ということが示されておりますけれども、例えば資料の7ページの作業の時間帯、そして搬出・搬入の時間帯ということも示されました。例えば作業時間であれば、午前8時から午後5時まで、搬出・搬入であれば、同じく午前8時から始まって午後6時までというところですが、今も若干申し上げましたけれども、稼働が始まると、この事業所に対するお客さんのいろいろな要望等も、またいろいろな不確定な要素、流動的な状況、さまざまある中で、この事業所としての稼働の時間帯というものが左右をされてくるというのは、想像すると、あり得るのかなというふうに思います。ここに示されたものがちゃんと守られているかどうかという確認というか、保証というか、その体制ですね。今後、稼働が始まってから、ある日は最終午後6時を超えて車が出入りをしたとか、そうした状況にならないように、この条件がしっかりと守られていくような、そういった手だてというものは、行政サイドとしては何か打つ手はあるのでしょうか。どうですか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 今回は、建築基準法第51条のただし書きということで都市計画上の支障についてお諮りするというようなお話ですが、これから環境確保条例というもので工場認可をとらなければいけないという中で、作業時間帯、当然、環境への配慮、そういったものも含めて検証もしますし、そのチェック機能ですかね、届出も必要になってくるというふうに考えておりますので、ある意味、それで確認ができるのかなというふうに考えております。

林会長 : 小口委員。

小口委員 : 今のご説明ですと、この都計審の段階では、そこまでは絞り込んでの枠ははめられないということのようでしたけれども、この先、そうしたいろいろな許認可の関係の中でチェックをしていくということになりますけれども、許可がおりた後、操業が始まって、それ以降もそういったものというのは、こうしたものをちゃんとチェックをしていく、そのような機能を持っているのでしょうか。この場での話にはなりませんけれども、一応確認だけはさせていただきます。その段階で操

業後も、認可を受けて始まった後も、そうしたものが確認をしていける効力があるのかどうか、どうでしょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 先ほどお話をさせていただきましたけれども、工場認可をとった場合は、いろいろな基準がございまして、例えば年に1回、半年に1回とか、そういう報告義務はございますので、そこで担当者、国立の環境になるのか、あるいは東京都の多摩環境事務所に届出が必要なのか、両方必要になるのかもかもしれませんけれども、そういったところで報告義務がございまして、チェックされるのではないかなというふうに考えております。

林会長 : ほかにございませんか。

石井委員。

石井委員 : こちらの破砕処理施設のほうなんですけれども、計画が決定されて建設がされる段階が決定したとなりましたときに、ぜひ市民の方々へ市報やインターネット等で周知を行っていただきたいと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 今回の審議会の結果もそうなんですけれども、ただ、申し遅れましたが、泉二丁目の自治会長さんのほうから、まず工事の着手をする前に、工事のための説明会を開いてほしいというような要望は受けております。今回の審議会の結果も含めてインターネットなりホームページなりで周知していくように考えておりますので、工事の着工に向けての説明会の情報も流していこうかなというように考えております。

林会長 : 石井委員。

石井委員 : そのあたりは地域住民の方々も大変心配していると思いますので、ぜひとも丁寧に説明をしていただきたいのと、あと、先ほど搬入車両の経路のほうの地図を見させていただきましたが、この図によりますと、この工事が着工後、トラックの搬出・搬入の経路だと思うんですが、この工場を建設する際、さまざまな搬入・搬出資材等の車両が出入りすると思うんですけれども、その際もできればこのルートで搬入・搬出の車両は運行してほしいと思うんですが、そのあたりの調整等はいかがでしょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 工事については、当然、道路使用の関係もございまして。それから警察の許可、そういったものも必要になってきますので。先ほど学童の安全とか、そういったことも協議する中で、最良のルートを検討して、警察あるいは道路管理者と協議して決定していきたいというふうに考えております。

林会長 : 石井委員。

石井委員 : できれば、あらゆる小さな車両等が出入りするんですね、工事の際には。そうすると、搬入も搬出もルートも何も関係なく、あらゆる方面から車両が入ってくると、それだけ事故の危険性等がふえますので、できれば、ルートはここなんですということできっかりと定めた上で、ぜひとも工事の際も安全管理に努めて

いただきたいと思うところです。こうやって行っていただくことによって、1つ1つ事故の危険性を少なくしていただければと思います。

もう1つ違う観点なんですけど、こういった大型車両が出入りする前面道路というのは、どうしても切り返し等で道路が崩れてきたりとか、縁石等が壊れてきたりとか、こういったことも考えられますので、例えば縁石等が壊れたときに、どちらに責任があつて、だれが直すのかとか、こういった面に関しても、できれば事前に木村建設さんと調整を行って、事前にできれば壊れないように補強していただくとか、逆に壊れたら、あなたがしっかりと手直しするんですよと、そういった内容の確認もしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 大きい工事は大体すべてそうなんですけれども、事前の道路状況、写真を撮影いたしまして、ある意味、責任のなすり合いにならないように、業者に写真を撮らせて、元請け業者ですけれども、それで壊れていけば直させるし、逆にその写真が証拠になりますので、後から壊した、壊さないというような論議にはならないと思いますので、この辺は徹底して、請け負った業者に対して注意を喚起したいというふうに考えております。

林会長 : 石井委員。

石井委員 : ぜひとも、最初からボタンの掛け違いで、よくあることなんですけれども、そういったことがないようにぜひともお願いします。

先ほどちょっと井戸のほうの件が出たんですけれども、聞いたところだと、環境部の方には大体理解を得られたということなんですけれども、実際、年間3,000立米、これが実際どのあたりの深さにまで井戸を掘って、どういった水質とか、そこまでまだ打ち合わせはされていないと思いますけれども、できれば、国立市として取水している水道水、そちらにできれば関連のない部分から取水するとか、湧水時には控えていただく。こちらの工事として控えたくはないのかもしれないけれども、あくまで住民の皆様の水道水確保が第一でありますよという、その部分の念押しをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

事務局 : 環境確保条例というのがありまして、基本的に6平方センチメートル以下のものについては深さの制限がない。おそらくこの水量で、口径が6平方センチメートルのものについては深さの制限がないと。逆に6平方センチメートル、21平方センチメートル以下のものについては、国立市の場合は400メートル以上掘らなければいけないというような規制があるそうです。逆に21平方センチメートルを超えるものについては、設置を禁止してございます。ですから、400メートル以上掘るのか、あるいは浅いもので設置するのかなというようなことがございますので、ある意味、先ほど年間3,000立米というような数字が出てきましたけれども、おそらくこのぐらいの量であれば、一番小さいものでも足りるのかなというような考えは持っております。ただ、これはあくまでも予定でございまして、確実にこれをつくるというようなことではまだありません。あくまでも

渴水対策ということでの要望ですので、まだ検討の余地は残っているというふう
に考えております。

石井委員： 渴水対策ということでもまだ決定したわけではないというお話ですけれども、もしこれを実現するのであれば、できれば慎重に専門家の方々の意見もしっかりと
いただいて、我々市民の生活に支障が絶対起きないように、これを絶対排除する
形で設置していただくように望みます。

私の質問は以上です。

林会長： ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

林委員： なければ、質疑を打ち切ります。

続きまして、本案にご意見がありましたら伺います。

澤田委員。

澤田委員： それでは、今までお話をお伺いさせていただきまして、2点、意見として述べ
させていただきます。

まず1つは、先ほど小口委員のほうからもご質問があり、市のほうからもご回
答があった件ですけれども、今回の施設ですが、我々市民としても環境にほん
とくに影響があるのかないか、万全なのか、または今後のまちづくりにどう影響
するのか、この辺のところは非常に我々も見ていかなくてはいけないというところ
があると思います。そういった意味からすると、今回は設置の許可に関する審
議ですけれども、実際にそれが許可されて動き出してからどうなのか、そういう
ところ。ここに木村建設さんから出されている、アクセスに立つわけではないの
で、これがうそであるということは申し上げません、性善説に立ってこのとお
りやっていたらいいんだろうなと思いますけれども、これがほんとうになされてい
くのかということについてはきめ細かくチェックする、こういった仕組みかな
というふうに思います。市のご回答では、環境アセスでの報告義務ですとか、そ
ういったことについてご回答ありましたけれども、それだけではなく、ほんとう
に交通量がどうなっているのか、福祉の施設の方々がどういうふうに思ってい
らっしゃるのか、これについてはきめ細かく見ていただきたいというふう
に思います。なぜならば、今回、産廃施設の最初の施設であるとか、あとは福祉
施設が近くにあること、通学路があること、こういうこともあって、市にまたお
願いしてしまうのは大変だと思いますけれども、この辺も細かく見ていただ
きたい。またもし、どこの場かわかりませんが、議論するというような
場があれば、議論はしたいなというふうに考えております。1点目です。

それと2点目ですけれども、この木村建設さん、私も勉強不足で、木村建設の
経営状況がちょっとわからないんですが、これについて、リサイクル業者なり、
こういった事業というのはなかなか採算がとれないというふうにお伺いをして
います。ですから、そういうところについて実際にどうなのか。私が懸念するのは、
ちゃんと環境対策をします、そのために費用の負担がかかってしまって、それで
経営がやっていけなくなって、ほかの業者に例えば委託してしまう。そういうと

きに、今度ほかの業者はほかの業者で、ほかの考え方を持っていますよということでは、こういった環境面は保たされていかなくなってしまふ、こういった懸念もありますので、ぜひ木村建設さん、これも疑うわけではなくて、ちゃんとした会社さんだと思いますので、その辺のところをちゃんと指導、お約束をして、環境面を守って事業を継続していただくということが私としても知りたいところでございますので、その辺のところは市の方としても見ていっていただきたいなというふうに思っております。

その2点でございます。

林会長 : ありがとうございます。

ほかにございませんか。

高原委員。

高原委員 : 先ほど幾つか質問させていただきましたけれども、その後も各委員のほうから出されましたように、今回の審議というのは、この施設は国立でも初めてということで、そういう意味では、今後の施設建設にもかかわる問題ですので、十分に対応していただきたいと。木村建設のほうで出した周辺環境対策の問題などもかなり出されてはいるんですけども、先ほどから議論のありました交通安全対策の問題なども、十分に検討して配慮すべきものは配慮していくということで対応していってもらいたいということがあります。それから、自治会のほうの説明会では、自治会は反対という態度はとらないということですけども、地元の自治会からの要望などについても十分に対応してもらおうということも改めて会社のほうに、そういう態度で臨んでほしいということを言ってほしいと思います。

それから、最後ですが、今後の国立市のまちづくりにかかわる問題として大変重要なことが絡んでくると思っていますので。先ほど市長のほうでも、あの地域の土地利用については非常に有効な土地であるということと同時に、産廃施設のみが建設されていいということではないという考えを持っているわけですので、市のほうも検討しているということですので、今後、良好な住環境なり、その地域のまちづくりについて配慮できる、しかも市が誘導策としてきちとした方針なりを持って当たっていくということは今後のまちづくりにとって非常に大事なことでというふうに思っていますので、その辺についての検討を早めて、十分にまちづくりに生かせるように取り組みを強めてもらいたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

林会長 : ありがとうございます。

ほかに意見。

小口委員。

小口委員 : 私は、先ほど各委員の質疑の中でも出てきた、この地域、まさにまちづくりですね。その方向性が問われてくる場面も今後においても、また、本日この場においてもあるんだろうなというふうに思っています。そして、こうしたいわゆる法律の中では、都市計画決定をしていかないとつくってはいけないというふうに決められたもの、これをただし書きの中で行っていくということからしても、こう

したいいわゆる処理施設というものが、今後この地域にどの程度の数で進出をしてくるのかなということは、よくよく我々もしっかりと将来ビジョンを見た上、定めた上で、決めた上で、また考えた上で進めていかなければならない、そういう内容なのかなというふうに思います。そして、さらに市長から話が出たような、もっと有効利用、国立の地域の土地の価値というものをどのように考えていくのかということもしっかりと見定めてやっていかなければならないなというふうに思います。

もう1点、今回の具体的に検討、審議にかかりましたこの物件というか、今回の事業所の内容から考えますと、リサイクルという、そうした事業をどう考えていくのかということも一方で我々、いわゆるごみと言われるものを排出する側としての、では、それを始末していくのかという、排出するほうの責任というか、そうしたこともバランスを持って考えていかなければいけないということも一方であると思うんですね。そうしたものをどのように全体として周辺住民の合意、そしてまた事業者さんの意向、行政のそうした公平な立場での取り扱いというものもしっかりとバランスをとった中でやっていく必要があるというふうな考え方をもちます。

そして、最後に、周辺住民の皆さんの要望という中では、粉塵対策ということが非常に心配をされているのかなというふうに報告等も聞きまして、そのような感触を持ちました。大きな、10トントラックと書いてありましたね。10トントラックというような大変大きいトラックの、ダンプという名前と呼ばれるんでしょうかね。こうしたものに積載をされた建築廃材、特にコンクリートの固まり、こうしたものがトラックに積まれてきて、この現場に到着し、ここの保管場所に、ダンプというぐらいですから、ドサッとおろされるわけですね。人の手でゆっくり、ゆっくり丁寧におろすわけではない状況だと思いますから、そうすれば、やはり大きな音とともに粉塵も舞い上がるということをお大変に周辺の住民の皆さんは心配をなさっているんだろうというふうに思いました。そうした中から、もし万一、渇水時であっても十分な散水をして、粉塵が舞い上がらないようにぜひやってもらいたいという思いが住民の皆さんの中からの、会長を代表されてのお話だったように聞きましたけれども、井戸を掘ってでもそうした万全な対策をとってもらいたいというお話が出ているんだろうなというふうに思いますから、そうしたことを住民の皆さんの要望を、今後においても、また操業が始まった後においてもしっかりと守られていくような、そうした今後は体制もしっかりと行政として責任を持っていていただきたいというふうに申し上げて、私の意見といたします。

林会長：ほかに意見はございますか。

石井委員。

石井委員：先ほど小口委員も言われましたように、渇水時、大変、私、消防団の一員として、渇水時、消火作業がどれだけ大変であるか、また貴重な水を消火作業に使ってしまうという非常に悩ましい面、そういった面もあります。こういった観点か

らも、ぜひとも水の確保の問題、早急に対応のほうをお願いしたいと思います。その際には、先ほども言いましたけれども、専門家のご意見等もしっかり承った中で、それを実施する際にはお願いしたいと思います。

そしてあと、リサイクル施設だから仕方がないという反面と、ですけれども、地域の住民としては、あまり集まってこられても困るという本音もあります。そういった面のバランスを考えて、今後の国立市のこの地域の都市計画というものをしっかりと決めていただきたい。本音を言ってしまえば、ほんとうはそれほど来てはいただきたくないという部分はありますけれども、リサイクルなんですよという部分も、今回の施設にはこういう要素もありますので、そういった面でぜひとも住民の理解を得られるように努力のほうをお願いしたいのと、あともう1つ、おそらくこの施設には粉塵等が巻き上がったり、また作業員の方々の労働環境も大変厳しい状況の中に置かれると思います。こういった部分を労働基準監督署としっかり連携をとって、そのあたりも配慮をしていただけるように、木村建設さんのほうにぜひ対応するようお願いしていただければと思います。

以上です。

林会長 : 井上委員。

井上委員 : いろいろ今まで多くの委員の方のご意見を伺ってまいりました。自然保護の面から考えても、昔、子供のころは私も随分、川とか山でそういう光景を見たんですけど、今はもうほとんど砂も石もとることができないというような現状では、やはりリサイクル事業というのはこれからますます必要性が高まってくるのではないかと考えています。そういう面では、今回、積極的に市としても、これから企業誘致、税収の面から考えても、国立市にこういった施設がきて、またこういった施設だけじゃなくて、ほかの別な環境にもやさしいような工場も誘致していただく努力というものをこれからもしていただきたいと思っておりますけれども、今回のリサイクルセンターについては、地域の皆さんの理解、地域の住民の皆さん、自治会の皆さんの理解もある程度得ているということ、また、安全対策の面では小中学校の安全対策に対して配慮していくという、そういう考え、これから市としても木村建設と話し合っていくかと思っておりますけれども、ぜひとも今後もそういった問題、粉塵対策として緑地、緑化、地元の住民との交流とか、いろいろ地域住民のご要望もありますから、そういうものを積極的に木村建設に伝えていただきたいと思います。

以上です。

林会長 : 板谷委員。

板谷委員 : 先ほど質疑でも申し上げましたように、地域の方への十分な説明ということがなされていないように思いますので、この後もぜひ市のほうから、そのことを木村建設に伝えていただきますようお願いいたします。

おととい、この福祉施設の松田さんをお願いしてお話を伺ったところ、要望もございますということで、障害者の雇用については考えていないのかということも言われていました。それともう1つは、この半径100メートル以内にはタオ

ル工場があります。ここで働いている方の中には、10人以上障害を持っている方がいらっしゃるそうです。こちらの松田さんのほうのグループホームの障害者の方々は、通ってくる時には車なんですけれども、タオル工場の方々は徒歩で通勤されているというお話でした。そうなりますと、子供たちだけではなくて、一般の方の交通の安全の確保ということが非常に重要かと思えます。また、こちらの施設のグループホーム・歩人と来夢の皆さん方も周辺を散歩することがあるということも伺っております。搬入・搬出ルートについては、ここをお約束としますというふうに示されておりますけれども、そこがきっちりと厳守されるということを非常に心配しておられました。厳守されることを望んでいらっしゃいます。

それから、先ほど申し上げました井戸の件です。昨晚、自治会長さんともお話をいたしましたけれども、騒音対策、粉塵対策、交通の安全、それから環境の汚染、そういったことを非常に心配していらっしゃいます。井戸のことは、粉塵対策をきっちりやってほしいがための発言だったということです。ただ、それ以前に、こういった産廃がどんどん来るような行政のあり方に非常に憤りを持っているのだということはおっしゃっておりました。この井戸をどうしても掘るということはちょっと納得がいかないわけですね。粉塵対策がメインであって、井戸を掘ることがメインではないはずなんです。こちらの井戸の設置については、揚水装置の規模が小さいので規制の対象外になってしまうと思えます。地下水以外の水源確保が簡単にできる場所なんですから、行政指導は可能かなと思っております。粉塵飛散防止のために水道を使えるにもかかわらず、貴重な地下水を使うということは、東京都の環境確保条例で定める地下水保全施策の精神に反しているというふうに思いますので、ぜひここは慎重にお願いをしたいと思えます。そもそも地下水は公水扱いされていないという問題点がありますので、制度を見直していく必要もあるだろうと思っております。渇水期以外は絶対井戸は使わないということをお約束願うことも必要なかなと思っております。こういうことが容易にできるということがわかれば、次から次へとそういった新たな産廃を呼び込むことになりかねませんので、市のほうには慎重な対応をお願いしたいと思えます。

さらに市長にお願いですけれども、こういったことを考えますと、今回は都計審にかかる中身については意見照会だけですよね、市は、そうしますと、水際でとめるなんていうことはできないわけですね。ですから、いろいろな角度から施策を講じなくてはいけないと思っております。例えば水収支を視野に入れた水循環基本計画、それから途中でとまっていますまちづくり条例、これも早期に実現させていただきたいということをお願いしまして、私の意見とします。

林会長 : ありがとうございます。

須永委員、どうぞ。

須永委員 : 先ほど環境対策のお話があって、いろいろ対策を検討はされているということで、その環境アセスについてクリアするのかチェックはこれからやっていきます

というのはなしだったんですけれども、今まで事業者から出されている対策が、効果があるかどうかというのは、予測をベースにしたものであって、動き出してから当初の予測で想定していなかった要因により問題が発生する可能性が考えられます。稼動後も環境測定を行い環境アセスの数値が守られているのか確認し、しっかりとした対応が必要です。また、土地利用に関しては、この地域は幹線道路に近く、用途地域からいっても処理施設を設置することは悪いことではないと思いますが、福祉施設も近くにあり、周囲の居住環境が悪化しないように緑地・公園を十分確保するなど、将来計画としてこの地域の施設の配置や土地利用のあり方を含め全体的な環境の質を高める方策を望みます。

林会長 : ありがとうございます。

吉垣委員、どうぞ。

吉垣委員 : 企業誘致に関して住民のコンセンサスが得られるような市の方針立てを持つことが急務であり、また、交通のアクセスが良いというこの地域の特色を活かした企業誘致の対応が必要と考えます。事業者に対する対応として自治会からの要望が確実に履行されるか懸念されますのでしっかりとしたチェック体制を確立していただきたいと思います。

林会長 : 他に意見はございますか。

なければ、意見を付して承認するということでお諮りしたいと思います。

小口委員 : 意見を付すということは、これからその意見書についてこの場で整理をしていくということでしょうか。

林会長 : 案件について認めていくというのは前提で、我々も今審議をしたと思いますから、その方向でよろしいかと思います。後段、課長おっしゃった、それを前提に認めていくということまで、それを意見の範疇の中で認めていくということまでの内容になるのかどうかというのは、若干検討が必要なのかなど。今出た意見を集約して、重なっているところは重なりながら、指摘された問題点は項目別というようなことでの取りまとめということは当然だと思うんですけれども、それをもって総合的に、では、この審議会の中で結論としてこうだということまでもっていきのかどうかというのは、これは私はよくこの報告の仕方という意味では認識がないので、そこはどうなんだろうということ今確認をしたいのですけれども、どうなのでしょう。

事務局 : 方向性としまして、いろいろ意見をいただきました。これは整理します。決定は東京都がするんですね。ですから、国立市というか、この審議会としては、強い反対があった場合は、これは反対だということを伝えないといけないと思うんですが、ここでの議論では強い反対ということではなくて、いろいろ危惧はあるけれども、この意見をどうしても伝えたいということだと思いますので、認めるというのは言い過ぎですかね。認めるということではなくて、意見、要望を伝える。特に反対はしないということも言う必要もないんでしょうね。

林会長 : ここで暫時休憩をとらせていただきます。

(休 憩)

林会長 : 休憩を解除して、再開いたします。

それでは、お諮りいたします。建築基準法第51条ただし書きによる産業廃棄物処理施設について、本案は意見を付しまして、この意見は先ほど部長から言われましたように、事務局と会長で整理いたしまして、まとめまして皆さんにお渡しします。そこでもし修正等ありましたら、そこをお戻しいただくということでの意見を付しまして、原案のとおり都市計画上支障なしと承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林会長 : ありがとうございます。異議なしと認め、本案は意見を付して、原案のとおり都市計画上支障なしと承認することにいたします。

議題については以上でございます。

その他については、今日は時間がないので、その他については今日はなしということで、このあたりで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

林会長 : それでは、議事はすべて終了いたしましたので、これをもちまして第17回国立市都市計画審議会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

—了—